

与野党の地位利用収賄罪・あっせん利得罪 比較表

	現行のあっせん収賄罪 (刑法197条の4)	民主党案 (特別立法で地位利用収賄罪創設)	自民党案 (特別立法であっせん利得罪創設)	備考
対象	公務員 (国会議員、地方議員、国・地方の公務員など)	国会議員	国会議員	国会議員以外の公選公務員について、民主党案は1999年12月31日までに、この法律に準じる罰則を設け、自民党案は法律施行から1年を経過した場合において(期限が不明)、この法律に準じる措置を講じることとしている。
要件1	請託を受け	「請託を受け」を削除 「その地位を利用して」を追加	請託を受け	現行のあっせん収賄罪が「抜かすの宝刀」(梶山前官房長官)になっているのは、「請託を受け」(依頼を受けて)の立証が困難なためであり、民主党案ではこれを削除。同時に「その地位を利用して」を追加した。自民党案では、「請託を受け」が要件としてあるので、立証の困難性は引き続き残る。
要件2 あっせんすること・あっせんしたこと ●誰に ▲どのような目的で、どのような行為をするように(しないように)	●他の公務員に ▲「職務上不正な行為をさせるように」「相当の行為をさせないように」	●他の公務員に ▲「特定の者に不当に利益を得させる目的で」「その職務に関する行為をさせ若しくはさせないように」 ● 第三者に賄賂を供与させた場合を追加	●免許、許可、認可その他の処分又は売買、貸借、請負その他の契約に関する国の事務に従事する公務員に ▲「特定の個人又は団体に不当に利益を得させる目的をもって」「当該事務につき、その権限に基づく当該公務員の事務に対する影響力を行使して」	<ul style="list-style-type: none"> 民主党案は、「請託」と並んで立証を困難にしていた現行の「職務上不正な行為」を、「特定の者に不当に利益を得させる目的で」という規定を入れた上で「その職務に関する行為」とした。自民党案は、目的規定は同様だが、権限に基づく「影響力を行使して」など、より限定的。 自民党案は免許、許可、認可等の契約に関わる国の事務に従事する公務員に限

				<p>定しているが、民主党案は事務の内容、国・地方の別を問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民主党案は第三者供賄を追加、たとえば自らが関係する政治団体などがあつせんによる報酬を得た場合も処罰できるようにして、抜け道を塞いだ。第三者供賄については、あつせん収賄罪が導入された1958年の衆参法務委員会の付帯決議で「十分検討すべきである」とされていた。自民党案には、第三者供賄の規定はない。
要件3	あつせんの報酬として賄賂を收受、又はその要求、約束をしたとき	あつせんの報酬として賄賂を收受、又はその要求、約束をしたとき	あつせんの報酬として金銭又は有価証券等を收受	自民党案の「報酬」は限定的で、無利子融資や便宜供与などは含まない。さらに報酬の「要求」、「約束」は処罰の対象としていない。
罰則	5年以下の懲役	5年以下の懲役。賄賂及びその相当額を没収・追徴	3年以下の懲役又は禁錮	自民党案は現行のあつせん収賄罪より罰則を軽減。
贈賄罪	3年以下の懲役又は250万円以下の罰金	3年以下の懲役又は250万円以下の罰金	1年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金	
適用除外			政治資金規正法に従った寄附、事業収入、会費等の受領は上記の報酬の收受に該当しないこととする	自民党案は、上記の規定に違反して報酬を受け取っても、政治資金規正法にしたがって処理されていれば、適用が除外されるという規定を入れたため、むしろ「あつせん利得保護法」(土井社民党首)、あるいは「資金浄化法」ともいえるものに変容した。